C3.2 加盟団体代表となるための資格にかかる規則

特定の定義
本規則内で使用される言葉や語句は憲章ならびに一般定義で定められているものと同義である。以下のものは、次の通りとする。

国別対抗競技会
国際競技会定義1.1にて定められた国際競技会で、加盟団体によりエントリーされた国または領土を代表する選手団同士で競い合われるものをいい、シニアレベル、U20またはU18またはその他の年齢グループレベルであるかは問わない。

他の関連する競技会
国別対抗競技会ではないが、エントリーする権限を有する団体によりエントリーされた国または領土を代表する選手団同士で競い合われるものをいい、シニアレベル、U20またはU18またはその他の年齢グループレベルであるかは問わない。例としてオリンピック競技大会、ユースオリンピック競技大会および英連邦競技大会などがあげられる。

居住地
競技者が当該機関に、主たる、かつ、恒久的な住居として住民登録をしている場所および／または、競技に参加あるいは練習のための遠征期間を除く75%以上の期間を通常生活を送る場所をいう。「居住する」とはこれに基づき解釈される。

1.　加盟団体代表となるための資格にかかる規則

1.1　国別対抗競技会において、各加盟団体は本規則に規定された資格要件を遵守した競技者によってのみ代表されなければならない。

1.2　国別対抗競技会または他の関連する競技会に国または領土を代表して 1 度も出場したことがない競技者は、下記に掲げるいずれかを満たしていれば、国別対抗競技会において加盟団体の代表者となることができるものとする。

1.2.1　下記のaかbによって加盟団体が代表する国または領土の市民である者。

a. その国または領土で生まれたこと、またはその国または領土で生まれた親または祖父母を持つこと。または
b. その国または領土に少なくとも3年間居住していること。または
c. 難民資格または亡命資格を取得しかつ加盟団体の国（場合によっては加盟団体の領土の宗主国）より当該国で居住する許可を受けた者。または
d. 結婚、3 年未満の居住、または本規則1.2.1以外の帰化によるその国または領土の市民である者。ただし下記の全ての条件によって WAが承諾した者。
   i. WA への許可申請から3年間の待機期間を経た競技者(その間に加盟団体を代表して国別対抗競技会または他の関連する競技会に参加してはならない。)
   ii. その国または領土に偽りのない、親密な、信頼性の高い、世間に認められた繋がりを持つことを実証するおよび／または、待機期間終了時までに実証する競技者。

1.3　　本規則1.2により、複数の加盟団体を代表する資格が有する場合、国別対抗競技会においてその加盟団体を代表することによって、または他の関連する競技会の陸上競技プログラムにおいてその加盟団体を国や領土を代表して参加することによって、競技者は代表する加盟団体を選択することができる。

1.4　　国別対抗競技会または他の関連する競技会に国または領土を代表して参加している競技者は、以下の場合を除き、国別対抗競技会において他の加盟団体を代表する資格を与えられてはならない。

1.4.1　下記の状況において

a. 加盟団体が属する国または(場合によっては)領土が他の国に併合され、その結果新しい加盟団体になった場合、即時その新しい加盟団体を代表できる。
b. 加盟団体が属する国または(場合によっては)領土が消滅し、条約の批准によって、または、国際レベルの承認によって、競技者が新しくできた国の市民となり、その後その国が加盟団体となった場合、即時その新しい加盟団体を代表できる。
c. 加盟団体が属する領土に、国内オリンピック委員会または他の関連する競技会にチームを派遣する権限を有する他の関連する団体がない場合、競技者は、その領土の加盟団体を代表して国別対抗競技会に参加する資格に影響なく、他の関連する競技会にその領土の宗主国を代表して参加することができる。

1.4.2　また、競技者は下記のような条件によって認められたWAの承諾があれば、他の加盟団体の代表となることができる。

a. WA への許可申請から 3 年間の待機期間を経た競技者(その間に加盟団体を代表して国別対抗競技会または他の関連する競技会に参加してはならない。)であり、なおかつ、
b. その待機期間終了時に下記の全ての証明をできる競技者。
   i. 20歳以上であること。
   ii. 加盟団体が代表する国または領土の宗主国の市民であること、または市民になること。
   iii. その国または領土に偽りのない、親密な、信頼性の高い、世間に認められた繋がり(例えば居住当該地における居住)を持つこと。

1.5　　原則として、本規則1.4.2に基づく変更を 1 回のみ認められる。例外的なケースに限り、WAは競技者に2回目の変更を認めることができるが、もとの加盟団体に戻る場合のみである。

1.6　　参加資格規則2.2の規定により、本規則に基づいて競技する競技者の参加資格は常に、競技者の所属する加盟団体によって保証されるものとする。競技者が本規則に基づく有資格者であることの立証責任は、競技者が所属する加盟団体と競技者本人の側にある。加盟団体はWAに対し、競技者が有資格者であることを示す有効かつ真正な証明書と、必要に応じて競技者の資格を明確に示すその他の証拠書類を提供しなければならない。WAに要求された場合、加盟団体は、競技者が本規則に定めている資格を有していることを立証する上で依拠した全ての書類の謄本を提供するものとする。

1.7　本規則は中立競技者には適用されない。

1.8　ごく例外的なケースに限り、WAは、本規則の要件を免除もしくは変更するための(委員会やパネルに委任することができる）裁量を持つ。

1.9　国別対抗競技会における加盟団体代表となるための資格に関する規程は、本規則の実用的な履行について統制する。